

令和元年度第6回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年9月27日(金)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

1番 小林 徳博 2番 井上 宗士

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

会議の状況

【議長】

それでは第6回の総会を開催したいと思います。

出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

先日、台風15号が発生し、二宮町でもビニールハウスの破損やオリーブの倒木といった被害が発生したとのことですが、国から被災に係る補助が出るかもしれないので被害があった場合は、事務局に報告してください。

千葉県では杉の倒木が多くありました。杉の4分の3くらいが枯れる病気にかかっているのではないと言われており、林業系が機能を果たしておらず、おぎなりになっているのが原因なのかもしれません。

今後何かあった場合、皆さんで協力し、また、災害に備えて準備を整えておいた方が良いでしょう。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第6回総会の議事録署名委員につきましては、1番小林委員、2番井上委員をお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

このたび、8月21日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を8月29日付で発行しております。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、押切橋に繋がる国道1号線の北側に位置する中村川沿いの市街化区域の土地です。

土地の所有者は、共同住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項3農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項3朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、東京大学果樹園跡地の南側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして、NO2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、NO1に隣接する土地となっており、NO1と同一の土地所有者となります。

土地所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして、NO3になります。関係資料位置図の地図3をご覧ください。場所は、井上整形外科の東側に位置する開発により宅地分譲された土地から道路を挟んだ南側に位置する市街化区域の土地です。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

本日の案件につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時45分閉会